

# 一般社団法人東京都臨床工学技士会定款施行細則

## 理事・監事選出規程

### 第1章 総則

第1条 定款第4章 役員等 に基づき、会員総会の決議に委ねる理事および監事の候補者選出を次のごとく定め、総会候補者と称する。

第2条 理事ならびに監事候補者(選挙候補者と称す)に対する会員投票選挙を行う。

第3条 選挙権および被選挙権を有する者は、会費を完納している正会員に限る。

### 第2章 選挙管理委員会

第4条 理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第5条 選挙管理委員会、正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長は互選する。

但し、その選挙候補者は、選挙管理委員になれない。

第6条 選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

- (1)選挙の告示。
- (2)理事及び監事候補者届の受理、資格審査、候補者の公示。
- (3)投票及び開票の管理と当選の確認
- (4)総会に総会候補者の報告。

第7条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第3章 選挙

第8条 理事及び監事に立候補しようとするものまたは、候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会に文書をもって届け出る。但し、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

第9条 立候補、推薦候補の届出締切は投票日2ヵ月前とする。

第10条 届出のある選挙候補者について、正会員の無記名投票により行なう。理事は連記制、監事は単記制とする。

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。

第12条 理事ならびに監事立候補者・推薦者が、定員以上の場合には選挙を行い、定員以内の場合は無投票にて総会候補者を選出する。会長、副会長、事務局長は、総会決議後の理事の中より互選する。

## 第4章 無投票当選

第13条 選挙候補者が、締切日を経過するも定数を超えないときは、または、超えなくなったときは、無投票で理事および監事の総会候補者を定めることができる。

## 第5章 候補者の補充

第14条 総会候補者が定数を超えないときは、理事会にて候補者を推薦することができる。

第15条 当選候補者が当選を辞退した場合は、次点者が当選者となることができる。

## 第6章 異議の申立て

第16条 選挙に関する異議は、選挙結果公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。但し、この場合会員番号、氏名を明記し捺印しなければならない。

## 第7章 役員の補充

第17条 役員が任期中に欠員となったときは、理事会で必要と認められた時に、選挙の次点者を役員とすることができる。ただし、無投票の場合は理事会の推薦により、選挙管理委員会の審査を経て選出することができる。いずれの場合も次年度総会で承認を得なければならない。但し翌年が選挙年の場合この限りではない。

### 付則

- 1.この規程の改廃は、理事会の決定を経て、総会の決議を必要とする。
- 2.この規程は、平成22年6月14日より施行する。

## 慶弔規程

### 第1章 総則

第1条 本規程は、東京都臨床工学技士会会員、その他に対する慶事、弔事に関し必要な事項を定めることを目的とし、対応は以下のとおりとする。

### 第2章 対象者および対応

第2条 本規程の対象者は、東京都臨床工学技士会正会員、名誉会員、特別会員、本会が関連する団体ならびに個人であることとする。

第3条 第2条の規定による対象者の慶事あるいは祝賀行事に本会が招待された場合の対応は、以下のとおりと定める。但し、対象者の辞退があればこれを妨げない。

- (1)叙勲・表彰

祝電を発信する。

(2) 祝賀行事

祝賀行事に招待された場合、相応の金品で慶祝する。祝い金は原則として一万円とする。

(3) その他

前項を参考に、理事会にて合議のうえ対応する。

第4条 第2条の規定による対象者の訃報に際して、以下のとおりと定める。

(1) 死亡

連絡を受けた時点で弔電をもって弔意とする。

第5条 第2条の規定による対象者以外の慶事・弔事は、前項を参考に、理事会にて合議のうえ対応する。

### 第3章 届出

第6条 慶事に関する届出は、対象者本人あるいは会員とする。弔事に関する届出は、対象者親族あるいは会員、その事実を知り得た関係者とする。なお、関係者とは対象者の職場の上司・同僚および友人等をいう。

第7条 対象者が本規程の定めるところにより慶事または弔事に該当する場合、届出者は、所定の様式あるいは口頭によって事務局に届け出ることとする。

### 付則

1. 本規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。
2. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

### 会費に関する規程

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする。

- (1) 正会員の入会金は 2 千円とする。
- (2) 正会員の会費は年 5 千円とする。
- (3) 賛助会員の会費は一口年 1 万円、企業は 3 口以上とする。
- (4) 育成会員の会費は、年会費 2 千円 とする。

第2条 次に示す場合は、届け出を持って最長 2 年間に会費免除とする。

- (1) 短期的に海外へ移住し、帰国後当技士会に復帰する場合
- (2) 産後や病気などで、仕事を休職中で復職する見込みある場合。

### 第3条 会費納入について

- (1) 正会員は入会金、会費とも、会員の指定口座からの自動口座振替により直接本会に納入するものとする。
- (2) 賛助会員・育成会員の会費は、直接本会に納入するものとする。
- (3) 正会員と賛助会員および育成会員の会費は、入会時若しくは当該年度の当初に納入するものとする。
- (4) 入会金は入会時に納入するものとする。

### 第4条 他の県の会員が、諸事情の理由により当会に入会する場合

- (1) 入会金は免除する。
- (2) その年度の会費を既に以前の会に納めていた時は、その年度の会費は免除する。

第5条 名誉会員・特別会員は会費の納入を要さない。

第6条 育成会員が、国家試験取得後に当会の正会員になる場合は、入会金を免除する。

第7条 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

### 付則

1. この規程は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。